令和８年度

学校いじめ防止基本方針



鹿 島 ふれあい学 園
松江市立鹿島中学校

Ⅰ　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第２条より）

Ⅱ　本校のいじめ防止基本方針

１　全教育活動を通じた人権教育と体験活動の充実
２　豊かな情操を養う教育の推進
３　思いやりの心を基調としたコミュニケーション能力の育成

Ⅲ　いじめの未然防止に向けた取組

いじめの原因

不安や葛藤　劣等感　ねたみ　現実逃避
いろいろな欲求不満　心理的ストレス（学校・家庭）
自己顕示欲　排他的な気持ち　好き嫌い
軽率さ　人ごと感覚　等

人権教育を推進し、生徒一人一人の自尊感情を高めるとともに、 いじめを許さない環境づくりに努める。

◇　教職員のいじめに係る研修の実施と充実（教職員の資質の向上）
・特別な支援や配慮が必要な生徒への対応
◇　学校評価におけるいじめ防止等のための取組状況の評価項目への位置づけ（実施状況の把握と振り返り）
・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携
◇　「わかる」「できる」など、学ぶ喜びや楽しさが実感できる授業の実践（教師の授業力向上）
◇　みんなで考える学級活動の実践
（話し合い活動の充実・個々の持ち味を発見する活動の実施）
◇　自治的能力を育てる生徒会活動の充実（実践力の育成）
◇　自己有用感を育む学校行事の充実（体育祭・文化祭等の充実）
◇　心を育てる道徳教育の推進（道徳の時間の充実）
◇　食育の推進（心が安らぎ、心が通い合う給食の時間の充実）
◇　教育相談の充実（個人面談等の計画的実施）
◇　情報モラル教育の充実（インターネット等の正しい使い方の学習）
◇　保護者・地域との連携（学校いじめ防止基本方針のホームページへの掲載を含む周知や学校公開日等の計画的実施）

Ⅳ いじめ早期発見のための取組

校　長・教　頭

職員会議・職員朝礼

※ 速やかな報告・連絡・相談

生徒支援委員会（隔週）

学校いじめ防止対策委員会

【構成メンバー】
校長、教頭、生徒指導主事
学年主任、人権教育主任
養護教諭、当該生徒の担任
（特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、その他関係者）

【役　割】
- 方針に基づく取組の実施
- 年間計画の作成、実行、検証
- いじめの相談・通報の窓口
- 情報の収集と記録、共有
- いじめ発生時の緊急会議の開催と組織的対応の推進

全校・各学年・各学級等

【観　察】
- 健康観察、授業、業間、給食昼休憩、掃除時間、放課後等
- 「生活の記録」（生活ノート）
- 学校行事、生徒会活動
- 部活動などの諸活動

【面　談】
- 定期的または臨機応変な教育相談
- 必要に応じた家庭訪問

【調　査】
- アンケート Q-U
- 「学校生活ふり返りアンケート」（月１回）
- 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」等の活用（教職員による自己評価）

Ⅴ いじめへの組織的対応

いじめ発生時

いじめ第一認知者
※ いじめが疑われる場合（ケンカやふざけ合い）も含む

市教委への報告

保護者への連絡

学校いじめ防止対策委員会
（組織的対応方針の決定）
校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・人権教育主任・養護教諭・当該生徒の担任・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・ＰＴＡ会長・教育活動後援会長

関係機関（警察等）との連携

全教職員への共通理解

いじめ解消のためのチーム結成
（事実関係の把握と指導・支援の展開）
※被害者・加害者・観衆・傍観者へ

いじめの解消

事後観察・事後指導 → 学校評価 → 改善

＜いじめの「解消」の定義＞

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

②被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害を受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

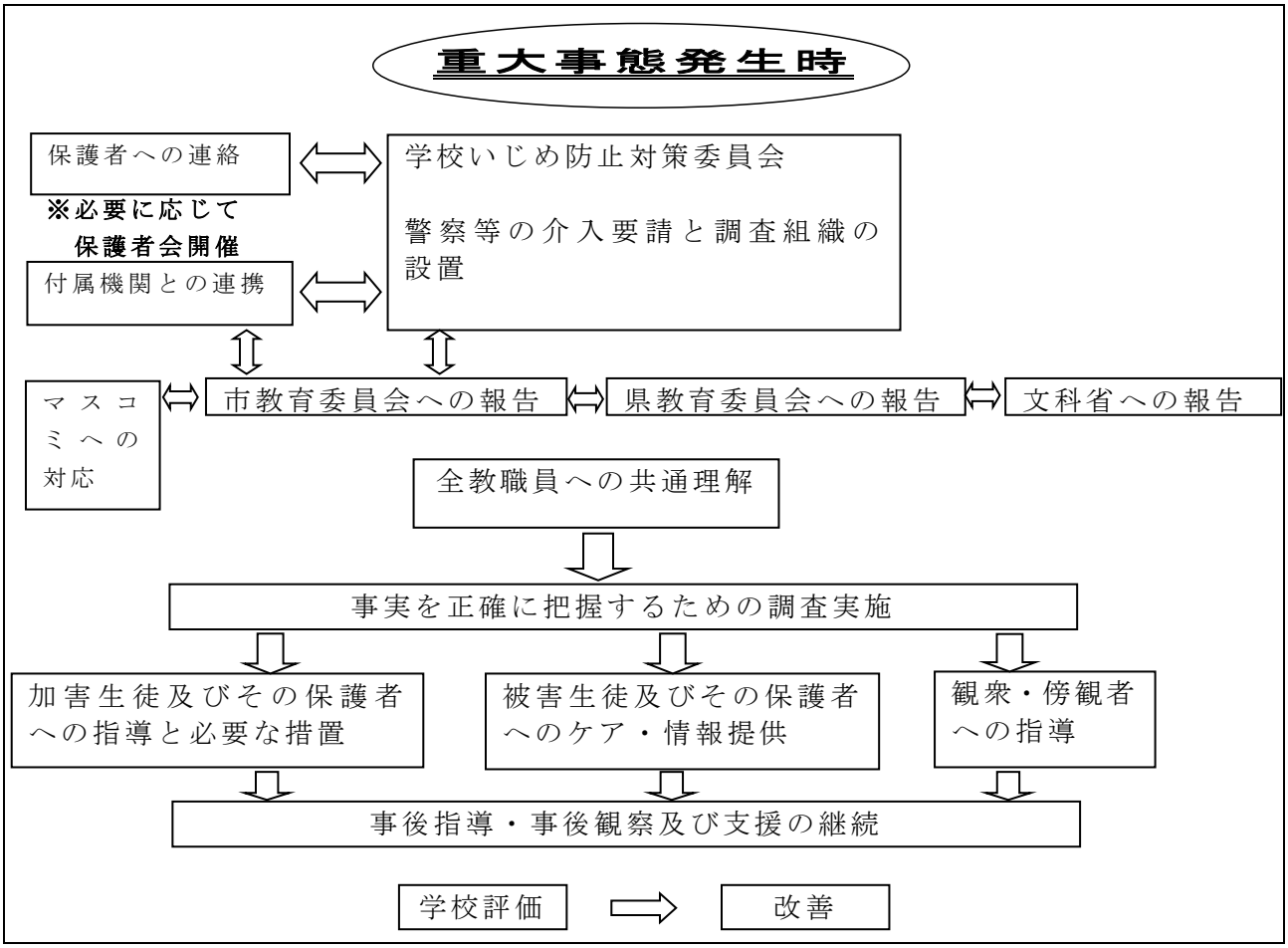
Ⅵ 重大事態発生時の対応

＜重大事態とは＞

○いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき　具体例として

・自死を企図した場合　・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより生徒が相当の期間（年間３０日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅶ　相談窓口

校内（８２－０３１８）

津田　由利恵（教頭）角田　颯（生徒指導主事）定秀　歩果（養護教諭）

校外

松江市

○松江市いじめ相談電話ホッとライン（いじめホッとライン）
生徒指導推進室内（５５－５０４８）※コールしよう
受付時間　平日９：００～１７：００

○その他相談窓口
生徒指導推進室（５５－５６５２）
青少年相談室（いじめ相談電話　２１－７８６７）
青少年支援センター（０８００－２００－２７００）
人権男女共同参画課（学校人権教育係　５５－５４２５）
こども家庭支援課（５５－５４８４）
市民生活相談課（伺います係　５５－５１２６）

島根県

○いじめ相談テレフォン
０１２０－７７９－１１０　※なかなくていいぜ
受付時間　２４時間（年間）

○２４時間子供 SOS ダイヤル
０１２０－０－７８３１０　※なやみいおう
受付時間　２４時間（年間）